

三木市記者発表資料 (令和5年2月6日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
消防本部 総務課	課長 稲垣達夫 (内線 5002)	管理係	0794-89-0170

タイトル
懲戒処分の公表

内 容

三木市消防本部は、職員の不祥事案について、令和5年2月6日付けで地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

元妻に、復縁を要求したとして、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いで、令和4年10月4日、三木警察署に逮捕された。

神戸地方検察庁は、令和4年10月20日に不起訴処分とした。

2 処分対象者及び処分内容

公務外非行

役職名	年齢	性別	処分の内容等
消防署警防課副課長 兼消防第2係長	56歳	男	減給10分の1 3カ月

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当する

3 今後の対応

職員の厳正な綱紀の粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、このたびの事案を踏まえ、より一層の取組強化を図り、再発防止につなげてまいります。